



平成29年9月29日

ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、ティーライフ株式会社に対し、同社が販売する「ダイエットプーアール茶」と称する食品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局中部事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました（優良誤認表示）。

1 違反行為者の概要

名 称 ティーライフ株式会社（法人番号 3080001013429）
所 在 地 静岡県島田市牛尾118番地
代 表 者 代表取締役 植田 伸司
設立年月 昭和58年8月
資 本 金 3億5662万円（平成29年9月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「ダイエットプーアール茶」と称するポット用ティーバッグ35個入り及び4個入りの食品（別紙1）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

a 平成28年5月18日から同年12月5日までの間

b 平成28年12月7日から平成29年2月1日までの間

(ウ) 表示内容（別紙2）

例えば、次のとおり記載することにより、あたかも、普段の食生活における飲料を対象商品に替えることにより、対象商品に含まれる成分による痩身効果の促進作用が容易に得られるかのように示す表示をしていた。

○ 「知らないうちにスタイルアップ↑に導く まったく新しいダイエット茶」と記載

- 「苦しむことなくラクラクダイエットサポート！」と記載
- 「いつもの飲み物をおいしいお茶に替える新習慣！」と記載
- 「2大有用成分がラクラクダイエットを応援」と記載
- 「長期間の醗酵によって緑茶の有用成分カテキンが『重合カテキン』や『没食子酸』にパワーアップ。ラクラクダイエットをサポートします。」と記載

イ 実際

前記アの表示について、当庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、ティーライフ株式会社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話 03-3507-9122

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局中部事務所取引課

電 話 052-961-9423

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/

【対象商品】

ダイエットプーアール茶	
ポット用ティーバッグ35個入り	ポット用ティーバッグ4個入り
The image shows a white stand-up pouch for 'DIET プーアール茶' (Diet Pu-erh Tea). It features a green floral pattern and a central illustration of a brown teapot. Text on the package includes 'TeaLife', '手摘み' (Hand-picked), 'ポット用' (Pot use), '蒸気殺菌済' (Steam sterilized), and '【得ポット35】' (Got Pot 35).	The image shows a white stand-up pouch for 'DIET プーアール茶' (Diet Pu-erh Tea). It features a green floral pattern and a central illustration of a brown teapot. Text on the package includes 'お楽しみ市場' (Enjoy Market), 'TeaLife', '手摘み' (Hand-picked), 'ポット用' (Pot use), and '蒸気殺菌済' (Steam sterilized).

名 称	プーアール茶（ティーバッグ）	プーアール茶（ティーバッグ）
原材料名	プーアール茶	プーアール茶
内 容 量	175グラム （5グラム×35個）	20グラム （5グラム×4個）

【表示例（表示期間：平成28年5月18日から同年12月5日までの間）】

TeaLife ティーライフ株式会社

ダイエットお茶ラボ 痩せるお茶 ランキング2016

ダイエットお茶百科

ダイエット茶 人気ランキング

1位 総なめ

ダイエット茶^{※1}



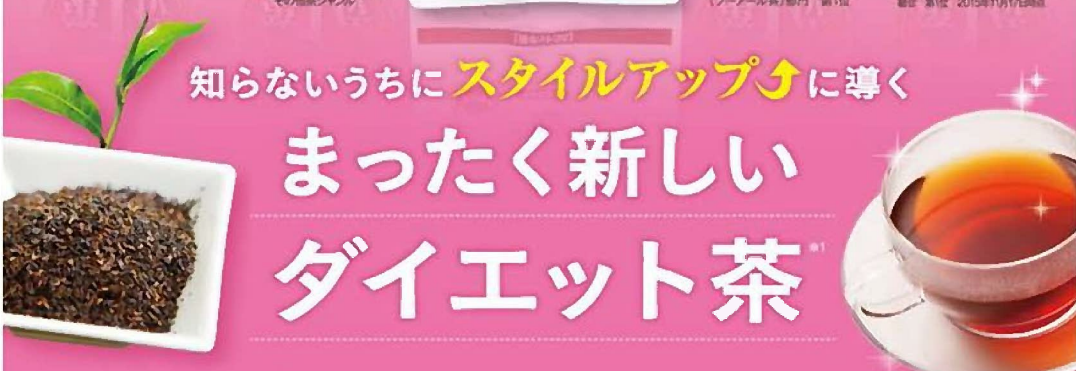
人気cosmeサイト
ググチコミランキング
第1位
ダイエットプーアル茶
集計期間：2013年9月1日～
2013年11月30日

女性の健康（中薬茶・健康茶）
2014年 ブランドシェア
第1位
ダイエットプーアル茶
株式会社富士経済調べ2014年
食品マーケティング実態No.6
その他茶ジャンル

楽天ランキング
第1位
ダイエットプーアル茶
2015年3月18日時点 水・
ソフトドリンク茶系茶＞緑茶
（プーアル茶系）部門 第1位

Yahoo!ショッピング
ランキング
第1位
ダイエットプーアル茶
Yahoo!ショッピング売れ筋商品ラン
キング ドリンク茶系茶＞緑茶
（プーアル茶系）部門 第1位
総合 第1位 2015年1月17日時点

知らないうちに**スタイルアップ**↑に導く
まったく新しい
ダイエット茶^{※1}



苦しむことなく **ラクラク** ダイエットサポート!

ティーバッグだから
お湯を注ぐだけで簡単!



特典!

実感が見える
ダイエットグラフ



ダイエットプーアル茶
12日分お試しセット

申込番号 20650

通常価格 ~~1,179円~~ のところ

初回限定
特別価格

970円 (税込)

1日あたり
80.9円

送料
無料

30日間返品・
返金保証付きで安心*

今すぐ試してみる!

*30日間返品・返金保証のご利用は商品が残った状態に限り承ります。

■(ポット用5g×ティーバッグ4個)×3袋 ■賞味期限 / 製造日より12ヶ月 ■原材料(原産国):プーアル茶(中国) ■製造加工地:日本 ■ダイエットグラフ

▼ 12日分じゃもの足りない...もっとじっくり試したい人は ▼
ビッグサイズで **しっかり ダイエット!**

たっぷり35日分!



特典!

お試し12日分と
ダイエットグラフ
がセットでお得!



ダイエットプーアル茶 **お試し**
35日分+12日分セット

申込番号 21266

通常価格 ~~4,262円~~

特別
価格

2,916円 (税込)

1日あたりたった
62.1円

送料
無料



ご愛飲者数
138万人突破!



※2015年9月24日までの購入者数

30日間返品・
返金保証付きで安心*

しっかり体感してみる!

*30日間返品・返金保証のご利用は商品が残った状態に限り承ります。

■ポット用5g×35個 ■賞味期限 / 製造日より12ヶ月 ■製造加工地:日本 ■原材料(原産国):プーアル茶(中国) ■12日分お試し(ポット用5g×ティーバッグ4個)×3袋 ■ダイエットグラフ

そんな時に見つけた**答え**が

ダイエット プーアール茶

いつもの飲み物を
おいしいお茶に替える新習慣！



雲南省の現地少数民族ハニ族
によって手摘みで大切に収穫
されています。



貴重な
雲南大葉種
100%

99%が
おいしい！と回答

2大有用成分が ラクラクダイエットを応援

長期間の醗酵によって緑茶の有用成分カテキンが
「重合カテキン」や「没食子酸」にパワーアップ。
ラクラクダイエットをサポートします。

食後の脂をスッキリ！
ダイエットの
注目成分



※茶葉30gを湯900mLで抽出した場合の含有量

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要

